

平成 24 年 12 月 13 日  
全 国 市 長 会

「大都市制度についての中間報告（素案）」について

1. 全国市長会としては、これまで、
  - (1) ○「補完性・近接性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき、住民に最も身近な総合行政主体としての基礎自治体に対し、制度単位での包括的な権限を移譲すること、  
○それぞれの基礎自治体に移譲することが困難な場合には、基礎自治体間の水平連携、水平補完によること、  
○事務権限に見合った税財源を移譲すること、
  - (2) 地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的發展に資するため、都市自治体の意見を十分に踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること、
  - (3) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制について、事務配分に見合った十分な税制上の措置を講ずるなど、充実強化を図ること等について求めている。
2. 指定都市市長会、中核市市長会、全国特例市市長会の意見は別紙のとおりであるので、よろしくご配意いただきたい。

## 大都市制度についての中間報告（素案）について

## 指定都市制度について

## （事務移譲及び税財源の配分について）

- 法定事務を中心に「できるだけ指定都市に移譲し、同種の事務を処理する主体を極力一元化する」という方向性については、是非その方向で進めて頂きたい。また、示された事務については移譲すべきである。
- 新たに生じる財政負担について「税源の配分も含めて、財政措置のあり方を検討」としたことについては、大いに評価する。今後、道府県税の移譲について明確な方向を出して頂きたい。
- また、大都市特例により指定都市が行っている事務にかかる財政負担についても、同様の取扱をお願いしたい。

## （指定都市と都道府県の協議会について）

- 「協議会」の設置については、具体的な制度設計にあたり指定都市との協議をお願いしたい。

## （住民自治を強化するための見直しについて）

- 住民自治の強化については、各市においてすでに行っているところであり、住民主体のまちづくりを実践している。
- 区長権限の独立化や選任手続き、また区を単位とする常任委員会の設置について言及されているが、各都市における区の規模や位置付け、組織体制等が異なるので、地域の実情に応じた、裁量、選択可能なものとされたい。
- 区に教育委員会や教育委員会事務局を置くことについては、組織の複雑化を招くことになるといった課題もあり、慎重な判断をお願いしたい。

## 特別市（仮称）について

- 大都市と言っても、歴史、文化、さらには地域において果たしている役割などが様々であり、多様な大都市制度が必要である。
- 特別自治市については、基礎自治体を優先するという観点から、地方分権の主旨に沿うものである。
- 人口規模によらず全ての指定都市を対象とすることを基本に引き続き検討願いたい。
- 周辺自治体に対する財源調整については、地方交付税等で十分な措置をお願いしたい。

## 「大都市制度についての中間報告（素案）」について

中 核 市 市 長 会

会長 和歌山市長 大橋 建一

- 1 中核市と特例市の両制度の統合について、既存の中核市・特例市への影響が不透明なため、具体的な制度設計に際しては再度意見聴取の機会を設定していただきたい。
- 2 中核市の要件を満たしながら移行しない市の理由として、財源措置が不十分であることが挙げられているため、財源措置のあり方についても見直しが必要である。
- 3 中核市も多種多様であるため、地域の実情に応じて必要な権限と財源が確保できるよう「選択制による権限（事務）移譲の枠組み」が必要である。
- 4 都道府県から特例条例による移譲を円滑に行うためには、都道府県と対等の立場で協議することが重要であり、全国共通の「権限（事務）移譲に関する基本的なルール」が必要である。  
併せて、権限（事務）移譲には、それに伴う財源と人材が十分確保されることが必要である。
- 5 地方の拠点である中核市等の役割強化の検討に当たっては、安定的かつ積極的に役割が担えるよう、定住自立圏の法制化や広域連携にかかる中心市への財源措置の必要性などについて、今後十分な検討をお願いしたい。

## 大都市制度についての中間報告（素案）に対する意見

全国特例市市長会

全国特例市市長会は、全ての基礎自治体が自律可能な都市制度を確立する事を目的として、本年11月7日に「自律可能な都市制度についての提言」を取りまとめるとともに、中核市と共同で「地域自立に向けた地方制度の抜本的な見直しを求める提言」を取りまとめました。以下、これらの提言を踏まえて、「大都市制度についての中間報告（素案）」について意見を申し添えます。

### 具体的な方策について

#### ○両制度の統合について

##### ◆両制度の統合について

- ・個性と活気に満ち、自律した地方社会を形成するためには、基礎自治体の多様性を認め、基礎自治体が住民に必要な行政を総合的に担う仕組みにすることが必要です。
- ・この点、本素案では中核市、特例市が地域の中心都市として果たしてきた役割、権限移譲の推進に先導的な役割を果たしてきた意義等が評価され、両制度の発展的な統合に向けて方向が示されたことについて評価できると考えています。

##### ◆選択可能な権限（又は権限の種類）移譲について

- ・中核市と特例市の統合の意義は、単に特例市が要件緩和により現在の中核市に移行するというのではなく、基礎自治体の多様性を前提に、県から移譲される権限を主体的に選択できる制度、又は複数の権限の種類から選択できる制度とすることであり、より基礎自治体の実態に適した柔軟な制度として設計されることが必用であると考えています。

##### ◆保健所の設置について

- ・新しい中核市の制度において、特別に保健所の設置を必須条件とすることについては、その必要性が明らかでないと考えており、保健所の設置は、その財源措置を含めてさらに検討が進められる中で、基礎自治体が主体的に選択できる制度として設計すべきものと考えます。

##### ◆人口要件について

- ・人口要件については、各都市が地域で果たす役割や昼夜間人口の関係等を総合的に考えていただき、「20万人以上」と固定するのではなく、「20万人程度」としていただきたいと考えます。

#### ○都道府県からの事務移譲

- ◆条例による事務処理特例制度は既に制度として定着しており、一般市にも広く活用されています。しかし、この制度によって移譲される権限が、真に市町村が望むものば

かりでないこと、十分な財源措置がなされていないこと等、多くの課題があるのが現状です。この点に関して、本素案では制度の運用について検討を行うこととされておりますので、本制度が基礎自治体にとって、より適切な制度となるよう期待します。

### ○住民自治の拡充

- ◆地域自治区等の仕組みや市議会議員の選挙区のあり方等住民自治の仕組みについては、各都市の規模、歴史、地勢等の状況が異なるため、そこでのニーズを見極め、実態に応じた適切な制度になるようさらに検討が必要であると考えます。

### ○地方の拠点である中核市・特例市の役割の強化

- ◆全ての基礎自治体が自律可能な都市となるよう、中核市、特例市は地域の中心市として積極的な役割を果たさなければならないと考えています、本素案にあるとおり、定住自立圏の考え方は圏域における周辺市町村との連携を促進し、基礎自治体全体の底上げを図るための一つの制度として有効であると考えます。
- ◆今後、中核市・特例市の担うべき役割分担の仕組みや財政措置等、具体的な制度設計について検討を具体化させていただきたいと考えます。

以上